

城陽市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成29年10月6日

城陽市農業委員会

農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づき、城陽市農業委員会に係る標記指針を下記のとおり定める。

記

1. 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標 4 ha

【目標設定の考え方】平成29年度から平成32年度の3年間をかけて上記目標を達成し、さらに3年後にはすべての遊休農地の解消を目指す。

(2) 遊休農地解消の具体的な取り組み方法

①農業委員、農地利用最適化推進委員及び関係機関による農地パトロール(利用状況調査)、利用意向調査の実施。

②利用意向調査の結果を踏まえ、農地利用関係の調整を行う。

③利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム(農地ナビ)」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

2. 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 54 ha (集積率10%)

【目標設定の考え方】平成29年度から平成32年度の3年間をかけて上記目標を達成し、さらに3年後には集積率20%を集積する。

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

①「京力農場プラン」の作成・見直しの積極的な働きかけを行い、農業委員・推進委員も担い手と所有者とのマッチングを実施する。

②農地利用集積計画による利用権設定の周知及び推進

③農地中間管理事業の周知及び活用促進

3. 新規参入の促進

(1) 新規参入の促進目標 3 経営体

【目標設定の考え方】平成29年度から平成32年度の3年間をかけて上記目標を達成し、さらに3年後にはさらに3経営体の新規参入を目指す。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

①農業委員会、市、府、JA、普及センター等の関係機関と連携し、情報共有を図り、新規就農のサポート体制を構築する。

4. 目標の見直しについて

農業委員・推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。